

番号	
項目	<p>「要望書」に関する 2022 年 5 月 11 日に協議の中で、当協会から述べた次の要望について、実現する事を要望します。</p> <p>この要望については、「住民監査請求（夢洲 2 区埋立工事）の結果について」で述べられている「地盤改良工事契約が、市長意見が博覧会協会に求める内容を不可能にするものであるならば、不当なものとなる可能性がある」事を回避するためにも、多様な環境を保全、または創出する事を担保するための補償措置とすべきであると考えます。</p> <p><2022 年 5 月 11 日に協議の中で、当協会から述べた次の要望></p> <p>ロードマップの作成等に関しては、博覧会協会と港湾局が連携して、専門家に加えて大阪自然環境保全協会ならびに日本野鳥の会大阪支部も含めた自然再生の協議の場を設置して、博覧会後も含めた計画をたてるよう要望する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「住民監査請求について（通知）」（令和 4 年 5 月 26 日付け大監第 16 号）の「5 判断」において、「本件市長意見及び本件各契約は、いずれも本市が述べ、また締結したものであるので、本件各契約が、本件市長意見が事業者に求める内容を不可能にするものであるならば、本件各契約が不当なものとなる可能性があると考えられる」とありますが、同監査による検討結果については、下記のとおりとなっています。</p> <p>検討の結果、「専門委員会報告書が、大阪港湾局が地盤改良工事を実施することを踏まえて作成されている以上、専門委員会報告書及び本件市長意見は、本件各工事対象区域の夢洲の水辺等を、本件各工事着手前の状態で保全することを求めたものではなく、本件各工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものであり、今後の博覧会協会の取組に委ねられるべきものと解される。従って、本件各契約は、本件市長意見と両立するのであって、その履行を不可能にするといったものであるとは認められず、本件各契約及びその経費の執行に違法不当な点は認められない。」との結論が述べられているところです。</p> <p>ロードマップの作成に関しましては、2025 年日本国際博覧会の環境影響評価書の縦覧が開始されており、その中で、博覧会協会と本市が連携し、万博以前から万博後までを含めた生きものの保全や創出についての見通しの見解（ロードマップ）が示されています。</p> <p>また、博覧会後の計画については、夢洲 1 区（グリーンテラス）を基本に、環境の保全や創出について専門家の意見を聞きながら対応を検討してまいります。</p>
担当	<p>大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話：06-6615-7798</p> <p>大阪港湾局 計画整備部 工務課 電話：06-6615-7803</p>

番号	
項目	<p>「要望書」に関する 2022 年 5 月 11 日に協議の中で、当協会から述べた次の要望について、実現する事を要望します。</p> <p>(中略)</p> <p><2022 年 5 月 11 日に協議の中で、当協会から述べた次の要望></p> <p>ロードマップの作成等に関しては、博覧会協会と港湾局が連携して、専門家に加えて大阪自然環境保全協会ならびに日本野鳥の会大阪支部も含めた自然再生の協議の場を設置して、博覧会後も含めた計画をたてるよう要望する。</p>
	<p>(回答)</p> <p>2025 年日本国際博覧会の環境影響評価書では、博覧会協会は整備内容やスケジュール等を踏まえて鳥類の生息・生育環境に配慮することとしており、事業後も大阪市において鳥類の生育環境が保全されるよう調整していくことが示されています。</p>
担当	万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7746